

瑞穂町道路占用料徴収条例第3条の規定による減免措置の基準 新旧対照表

新	旧
第1条 瑞穂町道路占用料徴収条例(平成15年条例第29号。以下「条例」という。)第3条の規定による減免措置については、条例に定めるもののほか、この<u>基準</u>の定めるところによる。 第2条 この<u>基準</u>において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 第3条 略 第4条 略 (1)から(13) 略 (14) 装飾燈、公共用歩廊(アーケード)に添加する公共的広告物のうち、広告物の添加により得られた広告料収入を<u>全て</u> 地域における公共的な取組に要する費用に充当することを目的とするもの 2 略 3 略 (1)から(3) 略 (4) 中小公益事業者(次に掲げる要件を<u>全て</u> 満たすものをいう。)が道路法(昭和27年法律第180号)第36条第1項の規定に基づき設置する占用物件 当分の間、条例に基づき徴収する額の4分の3を超える部分 アからウ 略 (5) 略 (6) 次に掲げる要件を<u>全て</u> 満たすもので、平成9年4月1日以降、既設の架空電線を撤去するために、地下に埋設する電線又は新たに占用許可を受けて地中に設ける電線及び管路(条例の規定により「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。)並びにこれらと	第1条 瑞穂町道路占用料徴収条例(平成15年条例第29号。以下「条例」という。)第3条の規定による減免措置については、条例に定めるもののほか、この<u>告示</u>の定めるところによる。 第2条 この<u>告示</u>において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 第3条 略 第4条 略 (1)から(13) 略 (14) 装飾燈、公共用歩廊(アーケード)に添加する公共的広告物のうち、広告物の添加により得られた広告料収入を<u>すべて</u> 地域における公共的な取組に要する費用に充当することを目的とするもの 2 略 3 略 (1)から(3) 略 (4) 中小公益事業者(次に掲げる要件を<u>すべて</u> 満たすものをいう。)が道路法(昭和27年法律第180号)第36条第1項の規定に基づき設置する占用物件 当分の間、条例に基づき徴収する額の4分の3を超える部分 アからウ 略 (5) 略 (6) 次に掲げる要件を<u>すべて</u> 満たすもので、平成9年4月1日以降、既設の架空電線を撤去するために、地下に埋設する電線又は新たに占用許可を受けて地中に設ける電線及び管路(条例の規定により「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。)並びにこれらと

一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。) 条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分

ア道路法第36条第1項に規定する電気事業者若しくは認定電気通信事業者又は電線類の地中化の促進に寄与し得る事業者(有線テレビジョン放送事業者等)であること。

イ及びウ 略

(7) 略

ア 略

イ都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第15条に掲げる次のもの

(ア)(イ) 略

(ウ)道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で、自転車を賃貸する事業の用に供するもの

別表第1(第4条関係)

単位：円

物件		減額後徴収単価(1個につき)
電柱広告	添加	730
	巻付	330
消火栓標識広告 バス停留所標識広告		480

別表第2(第4条関係)

単位：円

一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。) 条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分

ア道路法36条第1項に規定する電気事業者若しくは認定電気通信事業者又は電線類の地中化の促進に寄与し得る事業者(有線テレビジョン放送事業者等)であること。

イ及びウ 略

(7) 略

ア 略

イ都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第15条に掲げる次のもの

(ア)(イ) 略

(ウ)道路法施行令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で、自転車を賃貸する事業の用に供するもの

別表第1(第4条関係)

単位：円

物件		減額後徴収単価(1個につき)
電柱広告	添加	800
	巻付	360
消火栓標識広告 バス停留所標識広告		530

別表第2(第4条関係)

単位：円

物件		減額後徴収単価 (1個につき1年)
自家 用看 板	表示面積	<u>2,020</u>
	3.0m ²	
	表示面積	<u>4,040</u>
	4.0m ²	
	表示面積	<u>6,730</u>
	5.0m ²	

別表第3(第4条関係)

単位：円

物件	減額後徴収単価 (長さ1mにつき1年)
外径0.04m未満の管路	<u>6</u>

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。
ただし、第1条、第2条並びに第4条第1項第14
号、同条第3項第4号、同項第6号及び同項第7
号の改正規定は、告示の日から施行する。

物件		減額後徴収単価 (1個につき1年)
自家 用看 板	表示面積	<u>2,210</u>
	3.0m ²	
	表示面積	<u>4,420</u>
	4.0m ²	
	表示面積	<u>7,360</u>
	5.0m ²	

別表第3(第4条関係)

単位：円

物件	減額後徴収単価 (長さ1mにつき1年)
外径0.04m未満の管路	<u>5</u>